

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	健康で幸せにすごせるまち	施策番号・名	09	障害者福祉の推進	基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援
-----	--------------	--------	----	----------	----------	-------	----------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)		
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源							前年度において示した方向性						
										特定財源			一般財源									人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)
09-01-21	障害福祉課 管理係 後藤 寿之 住宅手当支給事業	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	東久留米市障害者住宅手当支給実施要綱	対象 身体障害者1・2級、愛の手帳1〜3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の人で民間住宅居住者(所得制限あり)	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	縮小	28年度以降方向性		
		□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)			93	3	100	4,018						4,018	144	4,162	有効性	3	効率性	3	達成度	3	
		□ 該当			平成25年度	平成25年度	100	3,892						3,892	149	4,041	評価:平成26年7月より対象を非課税世帯のみとし、すでに支給している対象者については、都手当の基準を超えない限り支給している。都内では武蔵野市、府中市、国立市で実施している。						
		要綱等			93	3	100										方向性:平成26年度に見直しをしており、今後も継続して維持する。						
		□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()			平成24年度	平成24年度	100	4,015						4,015	145	4,160							
09-01-22	障害福祉課 管理係 後藤 寿之 移動経費負担軽減事業	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	東久留米市福祉タクシー等事業実施要綱 東久留米市障害者自動車ガソリン費等助成事業実施要綱	対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、難病医療費助成を受けている一部の方(所得制限あり)	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持	財政健全経営計画実行プラン個別項目「各種手当の適正化」	
		□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)			1,439	2,624	100	19,154						19,154	2,039	21,193	有効性	3	効率性	3	達成度		3
		□ 該当			平成25年度	平成25年度	100	18,444						18,444	2,113	20,557	評価:平成26年度末の支給決定者1,439人のうち、タクシー助成受給者は935人、ガソリン助成受給者は504人となっている。						
		要綱等			1,430	2,509	100										方向性:障害者の移動支援のため必要な事業であり、継続して維持する。						
		□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()			平成24年度	平成24年度	100	18,195						18,195	2,057	20,252							
09-01-23	障害福祉課 管理係 後藤 寿之 難病者福祉手当支給事業	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	東久留米市難病者福祉手当条例 東久留米市難病者福祉手当条例施行規則	対象 特殊疾病にかかっている、都の難病医療費等助成制度の対象者、または身体障害者手帳で確認のできる人	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	拡大	財政健全経営計画実行プラン個別項目「各種手当の適正化」	
		□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)			1,281	752	100	46,379						46,379	816	47,195	有効性	3	効率性	2	達成度		3
		□ 該当			平成25年度	平成25年度	100	43,937						43,937	845	44,782	評価:難病者を対象に支援しているものであり、市の役割として、妥当であり維持する。既に、平成17年度より、他手当の供給制限や所得制限を導入している。平成27年1月難病新法施行のため国及び都の医療費助成の対象が110疾病に拡大した。その為、平成27年4月より難病手当の規則改正をして、手当受給対象を82疾病から110疾病に拡大した。						
		要綱等			1,168	733	100										方向性:国の方針では、今後も難病医療費助成の対象疾病を拡大(平成28年夏に第2次疾病数拡大、平成29年度第3次疾病数拡大を予定)する予定のため、当市においても、受付窓口の充実、予算の検討、難病手当の条例・規則の改正等が今後必要になる。						
		□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()			平成24年度	平成24年度	100	42,063						42,063	823	42,886							
09-01-24	障害福祉課 地域支援係 後藤 寿之 自立支援医療費(精神通院)受付事業	□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的	障害者総合支援法、東京都精神障害者都営交通乗車証条例施行規則	対象 精神科での通院医療が必要な人、精神障害者手帳所持者(東京都精神障害者都営交通乗車証対象者)	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持	財政健全経営計画実行プラン個別項目「各種手当の適正化」	
		□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)			1,793	3,146	100	0						3,310	3,310	有効性	3	効率性	1	達成度	2		
		□ 該当			平成25年度	平成25年度	100	2,905						2,746	2,746	評価:事務費交付金99,163円を受け、障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当である。							
		要綱等			1,796	2,905	100										方向性:義務的事業であり、妥当であるため、現状維持で行っていく。						
		□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()			平成24年度	平成24年度	100	0						2,674	2,674								

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	健康で幸せにすごせるまち	施策番号・名	09	障害者福祉の推進	基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援
-----	--------------	--------	----	----------	----------	-------	----------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)																												
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源							外部評価																																
										特定財源			一般財源									人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)																										
09-01-25	障害福祉課管理係	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	対象 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1・2度の人(所得制限あり、65歳以上新規は対象外)	1,018 (人)	平成26年度	765 (件)	100 (%)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2,447	8,447	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持			有効性	3	効率性	2	達成度	3																				
	障害福祉課長後藤 寿之	行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)																手段・内容 申請の受付等進達事務、都外医療機関等の利用で生じた自己負担金の償還払いを行う。	1,028 (人)	平成25年度	703 (件)	100 (%)	5,119	5,119	5,119	5,119	5,119	5,119	5,119	5,119	2,536	7,655	評価：東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく補助事業であり妥当であり維持する。																
	心身障害者医療費助成事業	□ 該当																																□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	1,043 (人)	平成24年度	626 (件)	100 (%)	6,365	6,365	6,365	6,365	6,365	6,365	2,469	8,834	方向性：東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づく補助事業であり妥当であり維持する。		
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																																意図 重度の心身障害者の医療費について、自己負担分の一部又は全部を助成することにより、費用負担を軽減する。														近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																																															
09-01-26	障害福祉課管理係	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	対象 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、被救護者の希望者	6,723 (人)	平成26年度	802 (件)	12 (%)	0	0	0	0	0	0	0	784	784	前年度において示した方向性																																
	障害福祉課長後藤 寿之	行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)															手段・内容 申請書を受付し、都営交通の無料乗車券を発行する。	6,536 (人)	平成25年度	806 (件)	12 (%)	0	0	0	0	0	0	0	812	812	評価：事務費補助金を受けており、都の制度である。																		
	都営交通無料乗車券発行事業	□ 該当																														□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	6,209 (人)		平成24年度	941 (件)	15 (%)	0	0	0	0	0	791	791	方向性：事務費補助金を受けており、都の制度であるので維持する。				
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																														意図 障害者等の自立と社会経済活動への参加を支援する。		近隣市状況												■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()			
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																																															
09-01-27	障害福祉課福祉支援係	□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的	対象 手帳所持者(知的・精神)。	1,903 (人)	平成26年度	0 (人)	0 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0																															前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性
	障害福祉課長後藤 寿之	行政補完的(改正実施年度 年度) ■ 政策的(改正実施年度 24年度)															手段・内容 審判の請求を行いかつ審判請求に要する費用を負担する。また、成年後見等に関する報酬の助成を行う。	1,834 (人)	平成25年度	1 (人)	100 (%)	7	3	1	3	3	3	22	29	29	評価：平成24年度より地域生活支援事業の必須事業に位置付けられ事業開始。																		
	障害者成年後見制度利用支援事業	□ 該当																															□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()		1,724 (人)	平成24年度	0 (人)	0 (%)	0	0	0	0	0	0	0		0	方向性：障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業で、今後も継続する必要がある。負担率は国1/2、都1/4、市1/4となっている。	
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																														意図 判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で安心して生活できるようにする。	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()															
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																																															
09-01-28	障害福祉課福祉支援係	□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的	対象 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能に障害がある者。	7,612 (人)	平成26年度	5 (件)	3 (件)	27	9	4	14	14	14	816	843	843																														前年度において示した方向性			現状維持
	障害福祉課長後藤 寿之	行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度)															手段・内容 障害福祉課に通報、相談の窓口(日中は障害福祉課、土日祝、夜間は専用携帯)を設置する。	7,474 (人)	平成25年度	2 (件)	2 (件)	106	37	18	51	51	51	845	951	951	評価：障害者虐待防止法平成24年10月1日から施行され、それを受けてマニュアルを作成。障害福祉課に虐待防止センター機能を持たせており、土日祝夜間の対応ができるよう、携帯電話2台を購入した。																		
	障害者虐待防止相談事業	□ 該当																																	□ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	7,146 (人)	平成24年度	6 (件)	4 (件)	18	0	0	18	18	1,152	1,170	1,170	方向性：障害者虐待防止法に基づく事業であり、今後も維持する必要がある。	
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																														意図 虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行う。	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()															
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																																															

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	健康で幸せにすごせるまち	施策番号・名	09	障害者福祉の推進	基本事業番号・名	09-01	日常生活への支援
-----	--------------	--------	----	----------	----------	-------	----------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)				全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等)									
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源							人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	外部評価											
										特定財源			一般財源						国	都		その他	特定財源に伴う一般財源	一般財源	有効性	5	効率性	1	達成度	3
										国	都	その他	特定財源に伴う一般財源	一般財源																
09-01-29	障害福祉課 福祉支援係 障害福祉課長 後藤 寿之 障害者相談支援事業	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 障害者総合支援法、児童福祉法	対象 身体障害者手帳、愛の手帳を所持する市民。精神障害のある市民。	平成26年度	6,723	平成26年度	15	平成26年度	621	平成26年度	8,021	平成26年度	4,010	平成26年度	2,005	平成26年度	2,006	平成26年度	857	平成26年度	8,878	前年度において示した方向性 有効性 5 効率性 1 達成度 3 評価：障害者総合支援法に基づく事業であり、24年度から法改正により支給決定プロセスが見直されたことにより、障害福祉サービスを利用する全ての者にサービス等利用計画案を提供することになった。	外部評価							
				平成25年度	6,536	平成25年度	7	平成25年度	114	平成25年度	2,482	平成25年度	1,241	平成25年度	620	平成25年度	621	平成25年度	888	平成25年度	3,370									
				平成24年度	6,209	平成24年度	5	平成24年度	24	平成24年度	92	平成24年度	46	平成24年度	23	平成24年度	23	平成24年度	741	平成24年度	833			方向性：障害者総合支援法に基づく事業で、今後も継続する必要がある。負担率は国1/2、都1/4、市1/4となっている。						
				平成23年度	6,090	平成23年度	4	平成23年度	18	平成23年度	10	平成23年度	30	平成23年度	15	平成23年度	15	平成23年度	600	平成23年度	720									
				平成22年度	5,900	平成22年度	3	平成22年度	12	平成22年度	8	平成22年度	20	平成22年度	10	平成22年度	10	平成22年度	400	平成22年度	480									
09-01-30	障害福祉課 地域支援係 障害福祉課長 後藤 寿之 地域自立支援協議会事業	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 障害者総合支援法(国)、東久留米市地域自立支援協議会設置要綱	対象 地域で生活する障害者	平成26年度	6,723	平成26年度	16	平成26年度	6	平成26年度	606	平成26年度		平成26年度		平成26年度	606	平成26年度	734	平成26年度	1,340	前年度において示した方向性 現状維持 28年度以降方向性 現状維持 有効性 5 効率性 1 達成度 3 評価：ここで計上されている事業費は協議会委員の謝金である。地域自立支援協議会の設置については、障害者総合支援法において、地方自治体の努力義務として規定されているが、都内のほぼ全ての自治体が設置しており、維持するのが妥当である。今後、地域での障害者福祉のシステム作りに関し、中核的な役割を果たす機能である。昨年度までの人件費の見積もりを実態に合わせて修正した。	外部評価							
				平成25年度	6,536	平成25年度	16	平成25年度	4	平成25年度	424	平成25年度		平成25年度		平成25年度	424	平成25年度	338	平成25年度	762									
				平成24年度	6,171	平成24年度	16	平成24年度	3	平成24年度	323	平成24年度		平成24年度		平成24年度	323	平成24年度	247	平成24年度	570			方向性：今後本市においては、部会の増設・充実、協議会の成熟が期待されている。						
				平成23年度	5,900	平成23年度	15	平成23年度	3	平成23年度	240	平成23年度		平成23年度		平成23年度	240	平成23年度	180	平成23年度	420									
				平成22年度	5,700	平成22年度	14	平成22年度	2	平成22年度	180	平成22年度		平成22年度		平成22年度	180	平成22年度	120	平成22年度	300									
09-01-31	障害福祉課 地域支援係 障害福祉課長 後藤 寿之 精神障害者都型ショートステイ事業	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 障害者虐待防止法(国) 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都)	対象 市内に住所を有する18歳以上65歳未満の精神障害者。	平成26年度	907	平成26年度	870	平成26年度	27	平成26年度	870	平成26年度	435	平成26年度	435	平成26年度		平成26年度	131	平成26年度	1,001	前年度において示した方向性 現状維持 28年度以降方向性 現状維持 有効性 5 効率性 1 達成度 3 評価：平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。なお、この法では「市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について、生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に障害者支援施設等に入所させる等の措置を講ずること」としているため、妥当であり維持する。都1/2、市1/2の負担となっている。	外部評価							
				平成25年度	848	平成25年度	319	平成25年度	7	平成25年度	319	平成25年度	159	平成25年度	160	平成25年度	136	平成25年度	455											
				平成24年度	800	平成24年度	280	平成24年度	6	平成24年度	280	平成24年度	140	平成24年度	140	平成24年度	112	平成24年度	420	方向性：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定があるため、継続する必要がある。今後は、虐待防止等の緊急的対応が必要な場合などにも、このショートステイの機能を活用する。										
				平成23年度	750	平成23年度	260	平成23年度	5	平成23年度	260	平成23年度	130	平成23年度	130	平成23年度	104	平成23年度	360											
				平成22年度	700	平成22年度	240	平成22年度	4	平成22年度	240	平成22年度	120	平成22年度	120	平成22年度	96	平成22年度	320											
09-01-32	障害福祉課 福祉支援係 障害福祉課長 後藤 寿之 育成医療事業	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 障害者総合支援法	対象 18歳未満の児童で、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときに、将来において障害を残すと認められるもの。	平成26年度	17,975	平成26年度	22	平成26年度	100	平成26年度	809	平成26年度	371	平成26年度	186	平成26年度	252	平成26年度	82	平成26年度	891	前年度において示した方向性 28年度以降方向性 現状維持 有効性 3 効率性 1 達成度 2 評価：障害者総合支援法に基づく事業であり、妥当であるので維持する。平成25年度より東京都より権利移譲。	外部評価							
				平成25年度	18,011	平成25年度	29	平成25年度	100	平成25年度	636	平成25年度	285	平成25年度	143	平成25年度	208	平成25年度	85	平成25年度	721									
				平成24年度	17,500	平成24年度	28	平成24年度	95	平成24年度	600	平成24年度	270	平成24年度	140	平成24年度	195	平成24年度	80	平成24年度	690			方向性：障害者総合支援法に基づく事業で、今後も継続する必要がある。負担率は国1/2、都1/4、市1/4となっている。						
				平成23年度	17,000	平成23年度	27	平成23年度	90	平成23年度	570	平成23年度	260	平成23年度	135	平成23年度	185	平成23年度	75	平成23年度	660									
				平成22年度	16,500	平成22年度	26	平成22年度	85	平成22年度	540	平成22年度	250	平成22年度	130	平成22年度	175	平成22年度	70	平成22年度	630									

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。